

住民自主管理のご案内

住民自主管理の制度とは

区との協定により、地域の皆さんで公園・児童遊園・緑地の清掃や除草などの日常的な維持管理を行う制度です。

地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、地域のニーズに応じた利活用を実現する、みどりを育むムーブメントの輪を広げる取り組みです。

活動内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 園内の清掃 | 公園は週3回、児童遊園・緑地は週1回 |
| ・ 園内の除草および草刈り | 年4回 |
| ・ 公園施設の点検および簡易な修繕 | 随時 |

活動期間

4月1日から翌年の3月31日まで
(年度途中から始めることはできません)

活動対象となる公園等

区立公園・児童遊園・緑地
(ただし、現在すでに住民自主管理団体や児童遊園運営委員会により管理運営がされている公園等は除く)

対象となる団体

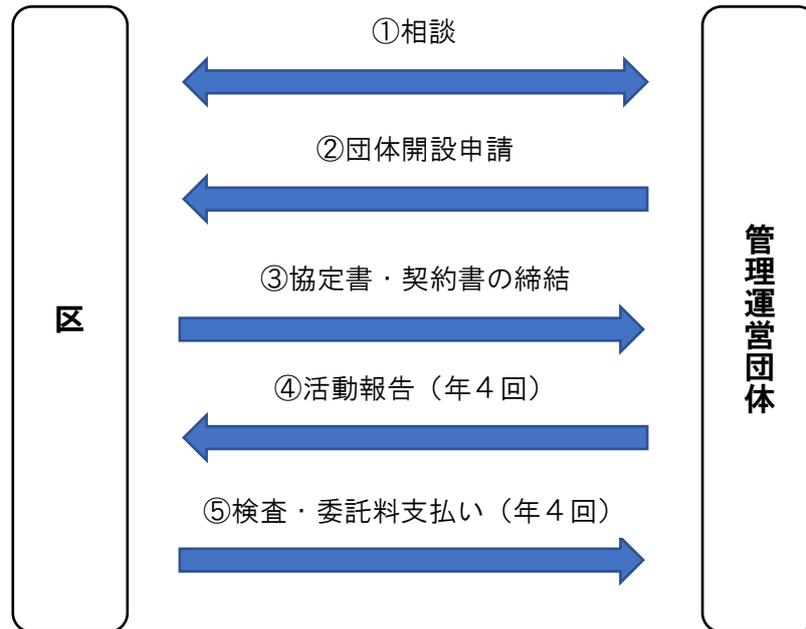
当該公園を含む区域または隣接区域の町会、自治会等の近隣住民で構成される団体(年間を通して管理を行える人数が必要です)

区からの支援

園内の清掃、除草および草刈り等にかかる費用は区が負担し、活動報告の確認、検査をした上で、年4回、委託料としてお支払いします。費用は区の基準で積算し、公園等の面積、活動回数によって金額が異なります。

なお、清掃用具類の支給はしておりませんので、団体でご用意ください。

活動の流れ



①相談

区は公園の住民自主管理制度について説明し、活動する公園、活動内容等について地域の皆さんと相談し、決定します。

②団体開設申請

地域の皆さんは管理運営団体を設立し、開設申請書（会員名簿、会則）を区に提出します。

③協定書・契約書の締結

管理運営団体の開設が承認されたら、区と管理運営団体で協定書・契約書を締結します。

④活動報告

管理運営団体は活動状況について、区に報告します。

⑤検査・委託料支払い

区は活動報告の確認、検査をしたうえで、管理運営団体に委託料を支払います。
区は管理運営団体に対し、随時、指導・監督を行います。

練馬区 土木部 道路公園課 公園係

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1（本庁舎14階）

電話 03-5984-1365

FAX 03-5984-1224

令和3年3月 作成